

【タイトル】第39回通常総会並びに研修会

【担当部会名】税務研究部会

【日時】平成22年4月28日(水) PM4:00～:

【場所】アンフェリシオン

【演題】「 税務行政と通達 」

【講師】船富 康次氏 (江東東税務署副署長)



【概要】

第一部研修会の前半は、国税庁の任務と使命についてお話があった。

国税庁の任務は「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を図ることであり、この任務を果すために、納税者が納税義務を理解し、実行することを支援する活動（納税者サービス）と納税義務が適正に果されていないと認めら

れる納税者に対して、指導や調査により誤りを是正する活動（適正・公平な税務行政の推進）を行っている。

申告納税制度のもとでは「納税者が自発的に納税義務を履行する」ことが最も重要であり、最近は納税者サービスに力を入れている。国税庁ホームページにおける情報提供や租税教室、各種説明会の開催等、納税者が自発的に申告を行うための環境整備がこれにあたる。

後半は通達についてお話をいただいた。

税に関する手続きは、税法で定められているが、それは膨大な規定である。

通達は、法律の解釈を補うあるいは統一するものである。

法律の表現には限界があり、解釈に疑義が生じることもある。税務署や担当者ごとに解釈が異なると、税務行政の公平感保てないため、**国税庁長官が、職員に対して法律の統一解釈を示したものを法令解釈通達という。**

税法の素案は、財務省の主税局で企画立案され、国会に上程される前に内閣法制局で審査を受ける。その際に、主税局の担当者が説明するその法律の趣旨や背景を聞くことによって、通達のイメージが沸き、そのプランを練ることが出来るとのことであった。

税務行政と密接なかかわりのある通達について、興味深いお話しを聞く事が出来た。



決算報告を行う 森 幹事

第二部の総会は、窪田部会長が議長となり、上程された議案が、全て承認可決された。